

(2) 仕様書等との差異

管理棟の常駐スタッフ

新設された管理棟に常駐スタッフを配置し、市民へのサービス提供に当たります。

管理内容

管理内容	維持管理基準	当グループ
管理棟	常駐者 記載なし	常駐者 1名

茨戸川緑地

パークゴルフ場の芝生を良好な状態に維持しパークゴルフを楽しんでいただきます。

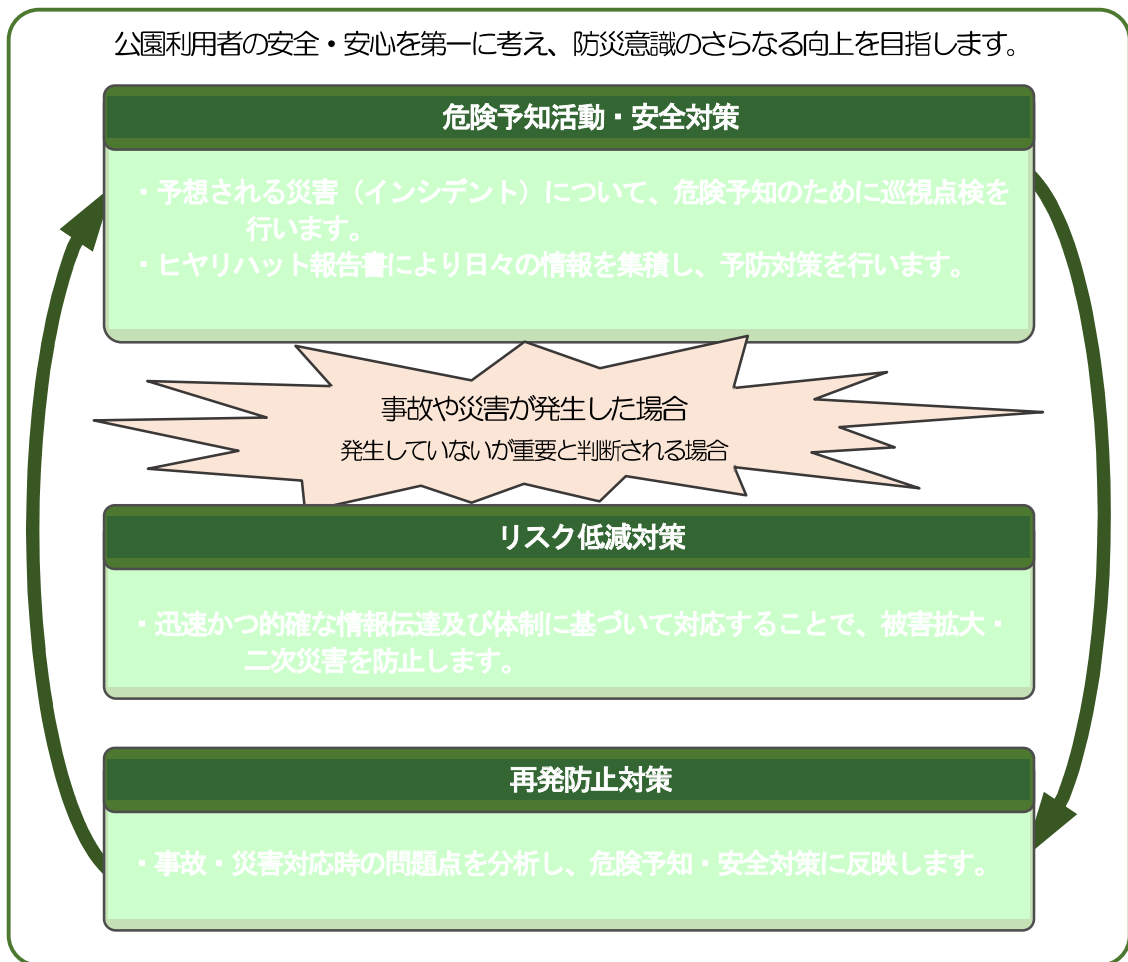
管理内容

管理内容	維持管理基準	当グループ
草刈A: フェアウェイ	45回/年	50回以上/年
草刈B: ラフコース	20回/年	22回以上/年
施肥	ファウェイ	2回/年
	ラフ	記載なし
エアレーション	記載なし	1回/年
目土	記載なし	1回/年

(3) 防災業務計画

グループでは公園内及び周辺地域で想定される様々な事故・災害を未然に察知し、危険が発生した際には迅速かつ的確に対応することによって被害を最小限にとどめ、**利用者と地域住民の安全・安心を確保することを防災業務方針**とします。

公園内で災害、事故が起こった場合、どのような種類の災害、事故か速やかに判断して、適切な緊急処置を講ずることが大切です。**あわてずに被害者の救助を第一に行う**為、緊急対応体制として、**所長を中心に防災計画を作成し、事故・災害発生時連絡体制表に従い、迅速に対応**するものとし、発生の状況等は札幌市に直ちに報告します。



危険予知・安全対策

起こりうる地震・火災・風水害等の災害や事故・傷病等の危険源については、グループ代表が取得している労働安全衛生 ISO45001 に基づいたリスク評価を行い、危険予知活動やリスク低減対策を実施していきます。また、札幌市と協議の上、防災計画を定めるとともに、日頃から訓練を行い、利用者スタッフの安全を確保します。利用者に対しては、災害情報等の予知できる場合に園内掲示板等で注意喚起を行います。

避難所としての対応

あらかじめ、指定避難所として指定されていないとしても、災害等が発生した場合には、事実上避難者が集まることも想定され、その際には施設の安全を確認した上で一時的に避難者を収容するとともに、区災害対策本部に連絡し指示に従います。

事後的に、指定避難所として指定され、避難所運営の支援など通常の施設管理以外の管理運営を行うことも考えられることから、避難者の安全管理等の運営の対応については、「札幌市避難所運営マニュアル」にて確認します。

① 防災計画には、以下の内容を含みます。

- ・防災業務の実施方針
- ・災害等が発生した場合の統括対応とその役割、スタッフの役割分担と連絡系統を記載した体制表
- ・災害等による被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及びその他の日常からの対策
- ・事故による傷病等の想定項目と未然に防ぐための対策
- ・万一事故等が発生した場合の対応方法（医療機関やその他関係機関との連携を含みます）
- ・休刊日の災害等への対応体制

防災計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
危険箇所・避難看板設置	○								
避難訓練	○					○			
普通救命講習				○					
簿再訓練						○			

② 防災業務の実施にあたっては、次の基準、観点で行います。

- ・災害等の緊急事態が発生した場合は、防災計画に基づき、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応を行います。
- ・利用者の安全を最優先で確保します。
- ・スタッフの安全、地域住民への対応や関係機関との連携及び協力に十分に配慮します。
- ・災害等が発生した場合に、スタッフが必要な初動対応、避難場所としての対応及び連絡等を行える状況を維持するとともに、必要な連絡体制及び損害、被害の確認を行う体制を確立します。
- ・災害発生の状況、その他必要な事項について直ちに札幌市に報告します。

③ 利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制やスタッフによる応急救護体制を確立します。

- ④ 消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定される防火管理者ないし防災管理者の選任、消防計画の策定及びその実施を通じて、消防法及び関係法令に規定される防火管理または防災管理を徹底します。
- ⑤ 注意報・警報が発令される等、荒天が予想される場合には、事前に備品等の固定・収納を行います。
- ⑥ 荒天後は、公園内を巡回し、被害の有無を確認し、重大な事故がある場合は速やかに札幌市に報告するとともに、危険箇所については、2次災害を引き起こさないように収束状況を見極めて処置を行います。

災害時の施設の活用

- ・防災自動販売機の導入を検討し、災害時は無料で飲み物が飲めるようにします。

緊急事態の防備

- ・予想される災害等の緊急事態（台風・水害・大雪等）について、危険予知のための巡回・監視、応急処置等の対応、安全パトロール等を日々実施します。
- ・日常の巡回点検においては、管理事務所等の建物や遊具広場等を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- ・遊具等の点検は、年2回、遊具点検有資格者により実施します。スタッフによる月1回の定期点検を実施します。
- ・公園内で不審物を発見した場合には、札幌市や管轄警察署・消防署に直ちに連絡し対処します。
- ・事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、災害時対応フロー、緊急連絡体制、緊急時対応手順書を作成します。
- ・事故、災害等の発生時に、迅速かつ的確な情報伝達及び対応ができる体制を確立し、また、事故が発生した場合には、被害者の救済、保護等の応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処します。
- ・台風及び震災、火災発生を想定した防災訓練を、年1回実施します。
- ・台風や大雨警報等が発令された場合は、緊急事態体制を設置するとともに、被害状況の把握調査を実施し、札幌市及び関係機関への報告、応急措置等を行います。また、災害発生時に迅速に行動できるよう、緊急時の対応についても安全教育を行い、負傷者が出た場合や被害が更に拡大しないよう、次ページの処置を行います。

病気・けが

- 必要に応じて応急処置を行います。
- 普通救命講習会を受講したスタッフが応急処置を行います。
- 応急処置の際には管理事務所に常備してある救急備品を使用します。
- 対応については事故発生時の対応に準じます。
- 救急救命センター等や地域周辺の病院、消防署、警察署の把握を日頃より行い、事故発生時には、迅速に連絡します。
- 病気・けがについて応急処置を行えるよう準備します。また、応急処置方法については普通救命講習会等を受講し、スタッフが対応できるようにします。
- 救急箱（消毒薬・ガーゼ・傷薬・包帯等）を管理事務所に常備し、常に応急処置が出来るようにします。

けがの応急処置については、下記の通りに対応します。

- 医師にかかるまでに「けが」を調べ、一刻を争う手当を優先的に処置します。
- 安静が第一の場合、被害者をむやみに動かさないようにします。
- 水平に寝かせることを基本としますが、顔が青白い時は足を高くして顔を低めにします。また、顔が赤い時は顔と肩を高くします。
- 嘔吐したり、口から血が出ている時は横向きに寝かせ、呼吸が苦しいときは、心臓を上に出します。
- 発見者及び通報を受けたものは統括管理責任者に知らせ、指示に従います。また、素人の手当で済まさないで医師の診断を受け、指示に従うようにします。
- やけどの場合は、早急に水で冷やし、時間の目安は15分～30分程度とします。
- 日射病（頭痛、めまい、吐き気、視力障害）の場合は、着替えをさせ、風通しのよい部屋、または木陰に上半身を少し高くして仰向けに寝かせます。
- 蜂に刺され、めまい・悪寒をともなう場合は、病院に連れていきます。
- 骨折した場合は、折れたところが外見では分からない時、その付近の関節を動かさないよう副木（棒、板、ダンボール等）を水平に当てて、手ぬぐいやベルト等で固定します。また、外見で分かる場合は、傷の部分を避けて上下の関節を超えて固定し、冷湿布をした上に副木を水平に当てます。
- かぶれた場合は、植物だと刺激の少ない石鹸を泡立て、湯で洗い流し、あまり強くこすらないようにします。
- 出血した場合は、傷口にハンカチやガーゼを当てて、上から指や手で強く押さえます。出血量が多ければ、傷口より心臓に近い所をきつく締めつけます。

心肺停止、気道異物混入時の処置については、下記の通り対応します。

- 救急車の手配、AED確保を分業して行うとともに、安全確保を行います。
- 心肺停止の場合は、普通救命講習に基づいた胸骨圧迫と、人工呼吸を行います。
この時、感染症に注意します。
- 救急隊員が到着しても、引き継ぐまでは継続します。
- AEDは、心肺機能が再び不安定になる可能性があるため、装着したままとします。
- 気道異物混入による呼吸困難者には、腹部突き上げ法、背部叩打法を行います。

火災

事前に行っている防火知識の安全教育や防火訓練を活用し、初期消火に努め、関係機関へ迅速に通報し、スタッフが安全な場所へ利用者を避難誘導します。

電気・水道・ガス等

事故発生時には、配電ブレーカー、元栓を閉じ、危険箇所の立ち入りを禁止する柵の設置等の処置をします。

陥没等

危険区域を柵で囲い、危険表示をして立ち入り禁止とします。

防災訓練

グループでは、**防災訓練を実施**しており、今後も引き続き訓練を行っていきます。

その他の対応

- その他の災害、事故においても、所長が関係機関へ迅速に報告します。
- 危険予知のための巡回・監視、応急処置等の対応、安全パトロール等を日々実施します。
- **AED※（自動体外式除細動器）の設置・教育**を行います。
- グループは、AEDの設置された応急手当協力施設として当公園を「さっぽろ救急サポーター」に登録します。
- 事故・災害発生時連絡体制に基づき、対応します。

※ AEDとは

心臓の心室が小刻みに震え、心室細動が致死性の不整脈な状態の場合に、電気ショックを与え正常な状態に戻す機器のことです。

以下の事故等が生じた場合は速やかに札幌市に報告し、札幌市の指示のある場合は従います。

- 公園施設等が滅失または棄損した場合
- 公園内で事故が発生した場合
- 植物の補植等を大規模に行う必要が生じた場合
- 都市公園台帳の記載事項に変更するような事態が生じた場合
- その他、管理上不測の事態が生じた場合

施設の閉鎖措置

風雨が強い場合は巡視点検を強化し、危険を予知できる場合は札幌市と協議し、状況に応じて公園の全部または一部を閉鎖し、利用者の安全確保を第一優先とします。

避難場所の周知（避難・誘導）

地域住民への防災に対する認識を深めてもらうための調査・計画を実施し、住民参加による防災事業の推進に取り組めます。

地域避難場所に指定されている公園について避難マップを作成し、地域住民、学校等に配布して、地元地域に対して避難場所及び避難ルートの周知を行います。

利用者に対しては公園に避難マップを掲示して、日常的に避難場所の周知を行います。

事前に察知することが可能な台風接近時においては、インターネット等で情報収集を行い、危険性のある看板の撤去・固定のほか、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止等の事前対策を講じます。

避難マップの更新に関しては、利用形態や、寄せられた要望等を反映し、2公園のほか、グループが管理する他の公園での事例集も活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全の確保に努めます。

1、防災対策としての災害の予防措置

① 危険箇所広報活動の実施

公園を利用される方々が、カラスの営巣による害、スズメバチの発生、遊器具の破損など緊急を要するものから、舗装面の破損や木の根による凹凸など、公園内の危険箇所が一目でわかるように看板を設置する他、ホームページ、掲示板にて公開し、公園利用者の安全確保に努めます。

② 緊急事態対応訓練の実施と「危機管理マニュアル」見直し

教育訓練において年2回緊急災害訓練を実施し、緊急事態に落ち着いて対応できるように、日々スタッフの訓練を実施します。この中で「あいの里公園、茨戸川緑地危機管理マニュアル」に不備が発見された場合は必要に応じて、当マニュアルの改訂を行い、スタッフ教育を改めて実施致します。

2、災害発生時の対策

① 事故発生時の対応

「あいの里公園、茨戸川緑地危機管理マニュアル」に基づき、迅速かつ適正に実施するとともに、事後の安全対策も適切に行い、被害の拡大・再発等の防止に努めます。

② 自然災害発生時の対応

「危機管理マニュアル」に基づき、台風など事前に準備できる災害に対しては被害を最小限に抑える対策を講じます。万が一災害が発生した場合は、利用者の誘導等安全確保に万全を期すとともに、被害状況に応じて園内施設等の利用時間の変更、施設の利用の禁止、立ち入り禁止区域の設定、風倒木への応急措置、その他必要な措置を講じます。

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

取組の基本的な実施方針

あいの里公園は、トンネウス沼を中心にジョギングコースをはじめ、野球場、テニスコートが整備され、多くの方々に利用されています。トンネウス沼では学生達による自然観察や、子供達が昆虫の採取をして沼を活動の場としています。

茨戸川緑地はパークゴルフ場、体験型遊戯広場のほか、観察池、観察水路、管理棟、市民や団体、企業による記念植樹の森、草地等が使用出来ます。今まではパークゴルフ場に訪れる人が殆どでしたが、今期からは自然を生かした緑地、自然観察、自然学習の場に生まれ変わります。

当グループは、あいの里公園の特色と茨戸川緑地の新たな魅力を市民の方々に広く知らせ、利用促進を図ります。その為には既にここに関わっている団体、町内会、地域のボランティア、愛好家との連携を大切にしながら更にその輪を広げて行きます。

実施手法

1. 広報活動

既に開設している当公園のホームページを更新し、あいの里公園・茨戸川緑地の魅力的な写真・イベント・行事・出来事等を発信し、利用促進を図ります。

2. 観察・学習の場

自然豊かなあいの里公園・茨戸川緑地で、ボランティアとの連携や専門家を招いて野鳥・野草・昆虫・樹木等の観察会や自然学習会を開き、自然を満喫した後は、管理棟で自分たちが撮影した鳥・花・風景を大型モニターで映し出し、ご家族で楽しめる場として活用します。

また、管理棟内では四季の鳥・植物・昆虫・綺麗な風景等の写真パネルを展示します。

3. 市民協働の場

実績の中で、地域との繋がりが多く持てた事がとても有意義と感じています。あいの里公園で実施した公園整備講習会において、多くの近隣町内会の皆様に参加して頂き感謝しています。この活動を通して、皆さんが頻繁に公園を訪れるようになりました。今期もこの活動は続けていきます、さらに今期は、障がい者施設の皆さんにも加わって頂き、簡単な作業から実施していきたいと考えています。

取組の実施計画

1. 広報活動

① ホームページ

現在開設しているホームページ内にあいの里公園、茨戸川緑地それぞれのブログがありますがホームページそのものをリニューアルし、明るく自然豊かなイメージに変えます。四季の風景・植物・昆虫・野鳥等の写真や情報、パークゴルフ大会の結果等を素早く発信し、公園の魅力づくりに努めることで利用者の促進を図ります。又、ホームページは他の団体とのリンクによりさらに領域を広めます。

② パンフレット

管理棟を訪れた方に、広い公園のどこに何があるか、また、今の時期にはどこでどんな野鳥が見られるか、などの情報を入れた道案内パンフレットを作成しリーフレット置き場に常備します。

落ち葉の堆肥化による腐葉土の配布チラシを拓北・あいの里まちづくりセンターに置かせていただきエコ公園のPRをします。

③ 掲示板・広報の活用

公園での様々な情報を掲示板にいち早く掲載します。パークゴルフ講習会、テニススクールの募集記事を北区の広報に載せ、北区の全市民にお知らせします。

2. 観察・学習の場

① 自然観察会

野鳥観察のボランティアや専門家と連携し、四季を通して訪れる渡り鳥の観察会、茨戸川緑地に生息している野鳥観察会、沿地に生息する生き物観察会、トンボ・昆虫の観察会等を開催し、小さな子供から大人まで、また、家族で楽しめる観察会を通して茨戸川緑地・あいの里公園の魅力を広めます。

② ホタルの学校

平成27年度に閉校となった拓北高校理科研究部で飼育されていたホタルを茨戸川緑地の自主事業として平成27年の3月より地元NPO法人と協働で育成・放流を行ってきました。前回の募集より設計書に組み込まれ、ホタルを復活させる取り組みをより推進していくため害となるアズマヒキガエル等の外来生物駆除やホタルの生育環境整備を地元NPO法人等と実施します。

③ 自然学習会

管理棟内のワークスペースを使用し、自然観察で得たもの、公園の太陽光発電の仕組み、集いの広場の体験型遊具での体験を、大型モニターを使い学習会を開催します。

④ みんなで工作物体験

自然学習の他、園内の植物等を使用した工作等を近隣お年寄りや市民の方と一緒に制作しふれあいの場をつくります。

⑤ 夕焼けスポット

茨戸川緑地での夕焼けはとても美しく感動します、しかし、この事を知る人はごくわずかしかいません、綺麗な夕焼けをホームページや写真パネルでPRします。



夕焼けスポット

3. 市民協働の場

① 公園整備

当グループのスタッフが指導員となり、あいの里公園の生け垣、剪定（低木）、花植、冬囲い作業を、近隣の町内会との連携で実施しながら、それらの技能を身につけていただくと同時に、作業を通して公園に対する愛着をもっていただく事で利用増進を図ります。



市民協働の緑地整備

② 団体、企業との連携

あいの里公園を活動の拠点の一つとしている「カラカネイトンボを守る会」が行っているトンネウス沼の清掃活動は、沼の生物保護と景観を守る上でとても役立っています。当グループとしても積極的に清掃活動に参加し、協働で沼の活性化を図って行きます。

茨戸川緑地では、札幌地区トラック協会、ホームマック等の団体、企業が記念植樹を通しての森づくり活動を展開しています、この活動をサポートしながら、茨戸川緑地の森づくりを推進して行きます。



沼の生物保護活動

② マナー啓発に関する業務と実施計画

公園は特定の人たちが利用するのではなく、誰でもが自由に平等に利用出来る施設です。一部の人達がマナーを守らず他の人達に不愉快な思いをさせる、このような事で公園離れがないよう、当グループは、啓発活動・説得・公園の美化を通してその対応に当たります。

利用者や地域住民に快適に利用して頂ける環境をつくる上で、不法行為・迷惑行為を抑制することは大切であると考えています。

不法行為・迷惑行為を抑制するためには、利用者や地域住民のマナーの向上に対する意識を高めてもらい、口頭注意や看板等の掲示物により注意をしていくように心掛けていきます。グループでは、利用者とその意図を理解してもらえよう、態度・行動・状態など目に見える形で示し、条例で規定する禁止行為及び迷惑行為を防止するための対策を行います。

不法・不当行為、犯罪の未然防止への対策

- ・不法行為や迷惑行為を予防する取組みとして、マナー啓発の活動を行います。
- ・巡視の際にごみのポイ捨てやトイレの汚れ、遊具の汚れ・破損を点検し、モラル低下の誘引となる要素は迅速に排除します。
- ・挨拶や声掛けによって不法行為や迷惑行為の行いにくい環境づくりに努めます。
- ・不法・不当行為があった場合は、直ちに原状復帰および撤去を求めます。後日発覚した場合は掲示板等で告知し、不法行為等を明らかにします。
- ・ホームページ、掲示板、注意看板等で禁止行為であることと、その理由を明確に表示し、利用者等の理解を求めます。又、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、地域コミュニティと連携したキャンペーン活動やマナーアップ事業に取り組みます。
- ・不法占拠・器物破損・不正利用等があった場合は、札幌市に報告し、適切な対応をします。
- ・窃盗・傷害・事故等があった場合は、所轄警察に通報するとともに、札幌市に報告し対応します。
- ・保安が必要な場合は、内容を把握し、警備等の検討を行います。
- ・定期的なパトロールのほか、夏休み等は関係機関や地域との合同パトロールを実施し、犯罪の未然防止を図り、安全・安心の確保に努めます。
- ・ホームレスへの対応については、札幌市及びホームレス支援団体と協力して必要な措置を取ります。

啓 発 活 動

① 看板設置

犬の放し飼い、ゴミを捨てない等の注意看板を公園の見やすい場所に設置します。

- ・犬の放し飼いはしないで下さい。
- ・自転車を放置しないで下さい。
- ・ゴミを捨てないで下さい。
- ・他人にとって迷惑と思われる事はしないで下さい。

② ホームページでの啓発

公園を楽しく利用していただく為のルールと、ゴミ拾い活動等の写真も合わせて掲示し、公園をきれいにしましょう、などとホームページで呼びかけます。

③ 自主事業、協議会との連携

各種の自主事業、協議会との連携で、公園利用のマナー向上に取り組む事で、地域のマナー意識向上を図ります。

注 意 喚 起

違反行為を巡視中、通報で発見したときは、相手と直接話し合い、理解出来る所は理解し、ルールを守るよう注意を促します。

公 園 美 化

清掃、ゴミ拾い等で、公園の中を常にきれいに保つことで、ゴミが捨てづらい環境づくりに努めます。

感染症対策



北海道スタイル

札幌市や各関係機関の指示に従うとともに、札幌市のホームページ等により最新情報 (https://www.city.sapporo.jp/kinkyu_202002.html) を把握して管理運営を行います。

また、感染症に関連して、感染者やその家族、医療関係者、外国人などに対して、不当な差別や偏見がないように、スタッフ教育を徹底します。

公園利用と感染症予防を両立するために「北海道スタイル」に基づいた行動に努めます。

また、屋外や広い空間であっても、スタッフ一同、細心の注意を払いながら、“3つの密（密閉・密集・密接）の防止徹底”を行い、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発生をする密接場面」を予防して、公園利用ができるようにします。

実施内容

- スタッフのマスク着用、手洗い、うがいを徹底します。
- スタッフは毎朝検温を実施し、体温37.5℃以上、咳が止まらないなどの体調不良者は出勤を禁止します。
- 屋内施設では、換気を定期的に行い、不特定多数の人が接触する箇所を消毒します。
- 座席やテーブルは十分に間隔を空けます。
- 屋外でも、人と人との接触機会を減らし、ソーシャルディスタンスの確保に努めます。
- 公園利用者やスタッフが使用した備品等は適宜消毒します。

5 利用者サービス等に関する取組

(1) 利用促進計画

1. 野球場及びテニスコートの管理運営（あいの里公園）

◆ 有料公園施設の利用を促進するための基本的な方針

あいの里公園内の野球場及びテニスコート（以下「運動施設」とします）の管理運営にあたり、「またプレーしてみたい」と感じて頂ける施設整備運営を目指します。利用料金を徴収するプレーゾーンであることの自覚を持ち、常に親切、明朗、公平な態度で接し、良好な状態に保たれた施設整備及び運営を実施します。

- 平等利用を確保するとともに、使用の承認・不承認は、条例、条例施工規則、札幌市運動施設等管理規則に基づき行います。
- 利用料金等は、「現金取扱規定」に基づき適切に行います。
- 施設が暴力団の活動に利用されないようにします。

◆ 業務実施要領

1-(1) 受付業務

- ① 受付業務は茨戸川緑地に設置されている管理事務所にて行うこととし、札幌市公共施設予約情報システムに基づき運動施設の受付を行います。
 - ② 運動施設の利用調整及び料金徴収を、システム管理者端末を用いて行います。
 - ③ システム登録者が電話、該当端末等の利用者端末から予約した分の料金徴収などを行います。
 - ④ システムの非登録者については、各施設の窓口で抽選申込、予約申込、料金徴収等を行います。
 - ⑤ 雨天等で施設の利用ができなかった既納の施設利用料は、利用者からの還付申請に基づいて返還致します。
 - ⑥ システムの利用者登録申請書の配布を行います。
 - ⑦ 業務管理の手引きにより特記事項等を毎日記帳致します。
 - ⑧ 野球場については、硬式野球の使用を認めていないことから、硬式野球の利用希望者にはスポーツ部所管施設等を紹介いたします。
- (ア) 利用者に受付カウンターであることが容易に理解されるよう必要な表示や案内を行います。
- (イ) 親切、明朗、公平に対応するなど、接遇について最大限留意します。
- (ウ) 施設利用者（使用承認等の申込者を含む）に対しては、施設の利用方法や利用上に留意点など必要かつ十分な案内を行います。
- ※ 受付業務は、料金を徴収することを念頭にきめ細かなインフォメーションを行い、運動施設の利用者に対し快く利用して頂けるように努めます。受付スタッフにはマナー教育を行い、利用者には不快感のない対応を推進します。

1-②運動施設の管理業務

1-②-1 野球場

- ① 日常的に開場前に行う業務として、本体及び附帯設備の点検及び清掃を行います。又、整地、ライン引き、塩化カルシウム及び化粧砂散布、外野散水（夏期芝生育成時期）等を必要に応じて行います。
- ② 日常的に閉場後に行う業務として、ベース片付け、不陸整正等を行います。
- ③ 清掃は特に念入りに行い、落葉は腐葉土化し再利用いたします。
- ④ 野球場は隔週毎に整備の日を設定します。整地等十分な整備を行い、その後に石灰を使用しラインを引きます。
- ⑤ レーキ等の備品の状況を把握し整理整頓します。
- ⑥ グラウンドの穴等は埋めて均一にして整備します。

1-②-2 テニスコート

- ① 日常的に開場前に行う業務として、本体及び附帯設備の点検及び清掃を行います。
- ② 利用開始前にネットを張り、終了後に取り外します。また、収納するときには所定の場所に収納し管理致します。
- ③ ネットに緩みがある場合は張りなおします。ネットが破損した場合、軽微なものはその場で補修し、使用不可能と判断した場合は速やかに新しい物と取り替えます。
- ④ 定期的に行う業務として、配水施設泥上げ等を行い、クリーンなコートを持致致します。
- ⑤ テニスコート周辺は樹木で囲まれており、特に秋の落葉等は念入りに清掃致します。又、集めた落ち葉は掻き集めて自主事業計画に伴い腐葉土化し再利用いたします。



テニスコート

2. パークゴルフ場の管理運営（茨戸川緑地）

◆ 有料公園施設の利用を促進するための基本的な方針

茨戸川緑地のパークゴルフ場を管理運営するにあたり「またプレーしてみたい」と感じて頂けるコース運営を目指します。利用料を徴収するコースとしての自覚と責任を持ち、常に最良の状態に保たれたコース造りを実施するためにグリーンキーパーを常駐させ、きめ細やかな維持管理を実施します。

◆ 業務実施要領

2-(1)受付業務

受付にはパークゴルフの知識とマナーを身につけた係員を配置し、プレーの仕方・ルール・マナーといったパークゴルフに関する質問に的確にお答えします。また、コース案内入りスコアカード、ペグシルは常備しプレー毎に配布します。

2-(1)-1 利用料金徴収業務

- ① パークゴルフ場利用者より所定の金額の利用料金を徴収し、領収書を発行します。
- ② 利用料金収入、人数等を帳簿に記録し整理します。

利用料金表

券 種	区 分	料 金（円）
1日券	大 人	500
	高 齢 者	400
	子 供	300
1日券	大 人	300
	高 齢 者	210
	子 供	150
1日券回数券 (1日券×3枚)	大 人	1,350
	高 齢 者	1,100
	子 供	800
1日券回数券 (1日券×6枚)	大 人	1,500
	高 齢 者	1,050
	子 供	750
レンタルクラブセット		200
レンタルボール		100

2-(1)-2 検札及びスタート調整に関する業務

- ① 当日券または回数券を受付窓口にて確認し、番号入バッジを交付します。
- ② 受付表に住所・氏名等を記入していただき、番号順にスタートさせます。
- ③ ホールアウト後に番号入バッジを回収し受付表に記入、確認します。

2-(2)管理業務

2-(2)-1 日常管理

- ① コース及び受付カウンターやトイレなどの附帯施設の点検や清掃を行います。
- ② コース及び受付カウンターやトイレ等の点検及びフラッグはずしを行います。

2-(2)-2 定期管理（有料コース・無料コース）

1. 芝生刈込及び草刈

ア 芝刈り箇所、作業回数については次のとおり実施します。

実施箇所	回数
パークゴルフ場 フェアウェイ	50回以上(週2回)
パークゴルフ場 ラフ	22回以上(週1回)
ラフ以外	3回

イ 作業方法は次のとおり実施します。

- ・ 機械による作業を基本とし、樹木や構造物の周囲等、機械による作業が困難な部分は刈払機及び手刈りで行います。
- ・ パークゴルフ場のフェアウェイ・グリーンでの芝刈りはリールモアを使用します。
- ・ パークゴルフ場のラフの芝刈りはロータリーモアを使用します。
- ・ 刈り込みは、高は3cmを基準とし刈りむら、刈り残しのないよう均一に実施します。
- ・ 刈り込みの方向は、作業の都度変更します。
- ・ 機械の使用に際しては、排出口を人の方向に向けないようにし、作業中の安全に注意します。
- ・ 器材、器具については指定場所に保管し施錠を行います。



草刈り状況

2. 施肥

ア 施肥回数は次のとおり実施します。



施肥状況

実施箇所	回数
パークゴルフ場 フェアウェイ	3回
パークゴルフ場 ラフ	1回

イ 作業方法は次のとおり実施します。

- 使用する肥料については、4月下旬～5月上旬は即効性、6月下旬～8月上旬は暖効性、10月中旬～下旬は遅効性のものを使用します。
- 散布量及び散布時期については、適宜状況に合わせて実施します。
- 散布は、芝生刈り込み後、草丈の短い時に実施します。
- 散布は、葉面が濡れていない時に実施します。
- 散布機械の使用にあたっては、施工中の安全に十分に注意して施工します。

3. エアーレーション

ア 作業回数はつぎのとおり実施します。

実施箇所	回数
パークゴルフ場	1回

イ 作業方法は次のとおり実施します。

- 抜き取ったコアは速やかに緑地外に搬出し処理します。

4. 目土散布

ア 作業回数はずぎのとおり実施します。



目土散布状況

実施箇所	回数
パークゴルフ場	1回

イ 作業方法は次のとおり実施します。

- ・ 目土は、指定した粒度範囲のもので植物の根茎・ゴミ・瓦礫等を含まないものを使用します。
- ・ 目土は、3mmの厚さにむらなく均一に散布し芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行います。

5. 補修作業

補修が必要な場合は、パークゴルフのプレーに支障がないように芝生の補修を次のとおり適宜実施します。

- ・ 十分な耕運を施し障害物を除去した後、整地して張り芝を行います。
- ・ 材料はケンタッキーブルーグラス約80%以上の公園用上芝を使用します。

6. 灌水作業

ア 作業回数はずぎのとおり実施します。

実施箇所	回数
パークゴルフ場	40回

イ 作業方法は次のとおり実施します。

- ・ 作業は、原則として利用者のいない早朝及び夜間に実施します。

7. パークゴルフ場防球ネット等の設置及び撤去作業

- 防球ネット等の設置・管理及び撤去については、コースの設定を考慮し実施します。

8. 熱中症の予防

- 長時間炎天下にさらされる場所となるパークゴルフ場、自然観察の場所に日射し除けとなるテント設置などの対策を実施します。

9. 排水施設整備

- 集水桝は定期的に点検し、泥が溜まれば泥上げを実施します。

3. 市民植樹エリア（茨戸川緑地）

樹木を育成するための草刈を行い、状況に応じて灌水・施肥を行います。

実 施 箇 所	回 数
市民植樹エリア	1回以上/年

(2) 自主事業への取組

取組の基本的な考え方

あいの里公園・茨戸川緑地の基本方針を実現するために、当グループが出来る利用者サービスとして、安全・安心のなかで市民、地域団体等との連携をはかり緑地の育成、ボランティアの育成などを通じて、あいの里公園・茨戸川緑地の自然にふれあい、その魅力を知ることによって公園利用の輪を広げ、次世代につなげることです。

1. パークゴルフ用具レンタル事業

道具が無くても、気軽にパークゴルフを楽しめるサービスです。

パークゴルフ用具のレンタル	
開催年度	令和5～9年
開催月日	パークゴルフ場オープン期間
自主事業の対象者	レンタルご利用者

2. パークゴルフ講習会

パークゴルフの初心者から中級者までが対象で、パークゴルフが上手になればリピーター効果があります。



パークゴルフ講習会

パークゴルフ講習会	
開催年度	令和5～9年
開催月日	パークゴルフ場オープン期間 5回
自主事業の対象者	パークゴルフ講習会申込者 20名
講師及びスタッフ	パークゴルフインストラクター
実施内容の概略	パークゴルフのルール、マナー、テクニックをわかりやすく講習

3. テニススクール

テニスの初心者から中級者までが対象です。スポーツ財団から講師を派遣していただきレッスンします。



テニススクール

テ ニ ス ス ク ー ル	
開催年度	令和5～9年
開催月日	公園開園機関 4回(1回当たり6回コース)
自主事業の対象者	テニス講習会申込者 40名
講師及びスタッフ	テニス講師
実施内容の概略	テニスの基礎をわかりやすく講習

4. パークゴルフ大会・月例会

パークゴルフ場をご利用して頂いている皆様、またパークゴルフ愛好家の皆様への交流の場としてのイベントを開催します。



パークゴルフ大会

パ ー ク ゴ ル フ 大 会 ・ 月 例 会	
開催年度	令和5～9年
開催月日	令和5年4月1日～令和9年10月31日
自主事業の対象者	パークゴルフ場利用者
実施内容の概略	茨戸川緑地主催のパークゴルフ大会、パークゴルフ月例大会を行い市民間の交流を図ります。 ※ 有料施設使用料・保険代以外は賞品の配布に当てます。

5. パークゴルフ世代交流大会

親子大会や、3世代大会を開催し、交流促進と健康増進を図ったイベントを開催します。

6. 冬期雪合戦会場

茨戸川緑地の冬季間の利用として、駐車場の一部を雪合戦の会場として利用します。

冬 期 雪 合 戦 会 場	
開 催 年 度	令和5~9年
開 催 月 日	令和6年1月1日~令和10年3月31日(冬期間1月~3月)
自主事業の対象者	市民、雪合戦連盟他
実施内容の概略	冬期間の駐車場の一部を雪合戦会場として利用してもらいます。

7. 自動販売機の設置

あいの里公園に2台、茨戸川緑地に4台設置します。来園者への利便性を図ります。

自 動 販 売 機 の 設 置	
開 催 年 度	令和5~9年
開 催 月 日	公園開園期間
自主事業の対象者	自動販売機利用者
実施内容の概略	あいの里公園 2台 茨戸川緑地 4台

8. ネイチャーフレンド

自然を活用し子供達に枯れ枝、木の葉等を使った自然学習をします。講師は専門のインストラクターを招き、自然の楽しさを教えます。



自然教育学級

ネ イ チ ャ ー フ レ ン ド (自 然 教 育 学 級)	
開 催 年 度	令和5~9年
開 催 月 日	8月
自主事業の対象者	幼稚園児(年長)、小学生、30名
講師及びスタッフ	森林などでの環境教育インストラクター他
実施内容の概略	公園管理で出た枝などを使ったクラフト教室と自然体験プログラム

9. お花を植えようあいの里

あいの里公園の中央広場の植込樹に、春、夏2回、近くの市民や老人福祉施設、ボランティアの皆様と一緒にお花を植えるイベントです。公園にあまり馴染みのない皆様に公園づくりの楽しさを味わってまいります。



花植えイベント

お 花 を う え よ う あ い の り	
開 催 年 度	令和5~9年
開 催 月 日	5月・8月
自主事業の対象者	市民、老人福祉施設利用者、ボランティア
講師及びスタッフ	当スタッフ
実施内容の概略	公園内の花壇で花植えを行います。普段あまり公園を利用されない方や利用者に公園での活動の楽しさを感じていただきます。

10. 剪定・冬囲い講習会

この地域は、居住地区で庭付の一戸建住宅がたくさんあります。お庭の手入れ方法を学び、自宅でお役立ていただければ幸いです。



剪定刈込講習会



冬囲い講習会

剪 定 刈 込 ・ 冬 囲 い 教 室	
開 催 年 度	令和5～9年
開 催 月 日	剪定・刈込 7月、冬囲い 10月
自主事業の対象者	地域住民
講師及びスタッフ	北海道造園コンサルタント 技能士
実施内容の概略	公園内の樹木剪定・生垣の刈込講習

11. エコ・プロジェクト

あいの里公園、茨戸川緑地から排出される落ち葉を回収し、茨戸川緑地で堆肥化させるプロジェクトで、出来上がった堆肥は家庭菜園が始まる頃、無料で配布します。



堆肥化と堆肥の無料配布

エ コ ・ プ ロ ジ ェ ク ト	
開 催 年 度	令和5～9年
開 催 月 日	指定管理業務期間中
自主事業の対象者	市民
実施内容の概略	あいの里公園、茨戸川緑地から発生する落ち葉、刈草を堆積し堆肥を造り市民への無料配布をする。

12. 自然学習会

茨戸川緑地で小学生を対象に自然観察を行い、そこで見たものを管理棟の大型モニターを使い更に詳しく学び、子供達に自然の楽しさを教えます。又、公園内の植物等を使用した工作等を近隣お年寄りや市民の方と一緒に制作しふれあいの場をつくります。



自然観察用かんじづくり



茨戸川緑地ヨシを使用したヨシズ作り

自 然 学 習 会	
開 催 年 度	令和5~9年
開 催 月 日	夏、秋 2回/年
自主事業の対象者	小学生
実施内容の概略	茨戸川緑地管理棟で小学生対象の自然学習会を行います。自然観察と学習、自然の物等を使用した工作等をします。

13. ホタルの学校

平成27年度に閉校となった拓北高校理科研究部で飼育されていたホタルを茨戸川緑地の自主事業として平成27年の3月より地元NPO法人と協働で育成・放流を行ってきました。前回の募集より設計書に組み込まれ、ホタルを復活させる取り組みをより推進していくため害となるアズマヒキガエル等の外来生物駆除やホタルの生育環境整備を地元NPO法人等と実施します。



ホタル放流会と光の観察会

ホ タ ル の 学 校	
開 催 年 度	令和5~9年
開 催 月 日	通年
自主事業の対象者	市民
実施内容の概略	地元NPO法人カラカネイトンボを守る会との連携で茨戸川緑地にホタルを再生させる為の環境整備等の取り組みを行います。

6 管理業務に付随する業務について

施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保について

グループでは、札幌市と連携しながら、リーフレット等の作成・配布、ホームページの更新、その他の必要な施設のPRや情報提供を行います。

ホームページにおいては、アクセス件数のカウンター、閲覧者の問合せ先（電子メールアドレス及び電話番号等の利用者向け問合せ先）を掲載します。

又、利用者の立場になって、高齢者や障がい者を含めたすべての利用者が、ホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるように、アクセシビリティ、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて管理し、ウェブアクセシビリティを確保するための取組を行います。

- 総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考にして、ホームページを整えます。
- ウェブアクセシビリティ方針を策定し、公開していきます。
- 日本工業規格JIS X 8341-3：2016の適合レベルAAIに準拠し、1年に1回の試験を行い、実施結果を公開します。
- 1年に1回「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開します。
- 既設ホームページの更新にあたっては、「札幌市公式ホームページガイドライン」（改訂 平成29年12月1日）を遵守します。
- JIS規格の改訂が行われた場合は、最新の規格に対応します。

適合レベル AA 準拠を達成するための作業スケジュール

ウェブアクセシビリティの確保について、取組対象の把握を行った上で実現方策を調査し、ウェブアクセシビリティを整えていきます。同時にスタッフ研修を行い、スタッフの意識と対応力を高めていきます。

ウェブアクセシビリティの確保を構築した後は、試験と評価を行いながら不備がないか検証し改善していきます。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スタッフ研修	スタッフ研修	スタッフ研修	スタッフ研修	スタッフ研修
日々の運用における取組				
試験と公開	試験と公開	試験と公開	試験と公開	試験と公開
実現内容の 評価と公開	実現内容の 評価と公開	実現内容の 評価と公開	実現内容の 評価と公開	実現内容の 評価と公開
ユーザー評価	検証	検証	ユーザー評価	検証
改善	改善	改善	改善	改善

新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策

新規ページの作成や修正を行う場合は、ウェブアクセシビリティの確保を維持する必要があり、以下について留意します。

- 音声や画像等の情報表示においては、同等の意味を伝える代替テキストを用意します。
- 構造的でわかりやすい文章とします。
- 正しい文法・用法のHTMLとします。特に構造タグの正しい適用を行います。
- 理解しやすい識別しやすい配色や表現を心がけます。

試験実施予定時期及び方法

ウェブサイトを整備する平成31年度より、1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を用いて、取組内容の確認を行っています。

又、JIS X 8341-3:2016に基づく試験を実施しウェブアクセシビリティの実現内容を確認しています。

それぞれの結果は、ホームページ等で公開しています。

アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等）

総務省で公開している「障がい者のホームページ利用方法の紹介ビデオ」を活用しながら、ウェブアクセシビリティに対応した情報提供とはどのようなものか研修を行います。研修内容には、画像に対する代替テキストの利用者等に適切に情報を伝える留意点、色彩の基礎知識なども含めます。

利用者からの意見の収集においては、高齢者・障がい者等の意見を積極的に収集するよう努め、問題の指摘や改善要望があった場合に速やかに対応します。

障がい者の意見については、札幌市視聴覚障がい者情報センターとの連携を検討します。

ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等

ウェブアクセシビリティの確保が達成できていない箇所などの不備があった場合、達成できなかった原因とその改善方法とその達成時期を検討するとともに、達成できている場合には、ウェブアクセシビリティの取組において更に向上の余地がないか検討します。

引継ぎ業務

グループでは、指定期間の満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引き継ぎを行います。

又、新旧指定管理者は、業務引継ぎの完了を示す書面を取り交わし、その写しを札幌市に提出します。

引継ぎの際には、利用者の利便性を損なわないよう、札幌市及び新指定管理者と協力して行います。

別途札幌市との協議により定める内容についても引継ぎます。

7 類似業務の実績について

類似業務の実績・成果

(株)四宮造園

指定管理業務

業務名	発注者	主な業務内容
札幌市都市公園指定管理者業務 屯田西公園・太平公園・新琴似グリーン公園	札幌市	管理運営業務
札幌市都市公園指定管理者業務 もみじ台緑地・青葉中央公園・大谷地流通団地 東側緑地	札幌市	管理運営業務
札幌市都市公園指定管理業務 月寒公園・吉田川公園	札幌市	管理運営業務
きたひろサンパーク管理業務	北広島市	管理運営業務

維持管理業務

業務名	発注者	主な業務内容
白石区公園及び珪路樹 総合維持管理業務(白石北地区)	札幌市	維持管理業務
北区公園及び珪路樹総合維持管理業務 (新川・新琴似・新琴似西地区)	札幌市	維持管理業務
厚別区公園及び珪路樹 総合維持管理業務(東地区)	札幌市	維持管理業務
札幌市厚別区役所前庭等維持管理業務	札幌市	維持管理業務
東米里事業用地管理業務	札幌市(環境局)	維持管理業務
水道局豊平庁舎植栽整備業務	札幌市(水道局)	維持管理業務
当別出張所管内道路維持補修(植栽管理)業務	北海道空知総合振興局	維持管理業務
林業試験場構内等管理運営業務	北海道立総合研究機構	維持管理業務
食品加工研究センター施設前庭管理業務	北海道立総合研究機構	維持管理業務
北海道立衛生研究所薬用植物園管理業務	北海道立衛生研究所	維持管理業務
令和3～令和4年度 札幌芸術の森庭園管理(A区分)業務	札幌市芸術文化財団	維持管理業務
滝野すずらん丘陵公園内芝生管理・清掃業務	札幌市公園緑化協会	維持管理業務

- ・ISO9001・ISO14001・ISO45001を認証取得しています。
- ・札幌市ワーク・ライフ・バランス（ステップ3）の認証を取得しています。
- ・さっぽろエコメンバーレベル3を取得しています。
- ・さっぽろまちづくりスマイル企業の認定を取得しています。
- ・生物多様性さっぽろ応援宣言企業として登録しています。
- ・健康事業所宣言企業として登録しています。
- ・SDGsを宣言し、持続可能な環境・経済・社会の実現を目指して活動しています。



ISO9001登録証



ISO14001登録証



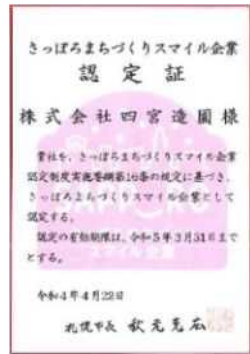
ISO45001登録証



札幌市ワーク・ライフ・バランス
取組企業認証書（ステップ3）



さっぽろエコメンバー
レベル3



さっぽろまちづくり
スマイル企業



生物多様性
さっぽろ応援宣言企業



健康事業所宣言企業

(株)北海道造園コンサルタント

指定管理業務

業務名	発注者	主な業務内容
あいの里公園・茨戸川緑地維持管理業務	札幌市	管理運営業務
旭川記念公園維持管理業務	札幌市	管理運営業務
岩見沢市北村多目的体育館・土里夢公園パークゴルフ場指定管理業務	岩見沢市	管理運営業務

維持管理業務

業務名	発注者	主な業務内容
知事公館公開区等庭園管理業務	北海道	維持管理業務
北海道立総合博物館外構管理業務	一般財団法人 北海道歴史文化財団	維持管理業務
道民の森植物管理委託業務	一般財団法人 北海道森林整備公社	維持管理業務
芝生・樹木管理業務	公益財団法人 北海道埋蔵文化財センター	維持管理業務
中央区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西部地区)	札幌市	維持管理業務
西区公園及び街路樹等総合維持管理業務(南地区)	札幌市	維持管理業務
H31あけぼの他2団地植物管理工事	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部	維持管理業務

北海道環境マネージメントシステムスタンダード（以下、「HES」と略します。）の認証(ステップ1)を取得しています。



(株)東洋実業

指定管理業務

業務名	発注者	主な業務内容
札幌市あいの里公園、茨戸川緑地(パークゴルフ場)	札幌市	受付業務 機械警備業務
岩見沢市北村多目的体育館・土里夢公園パークゴルフ場	岩見沢市	管理運営業務
岩見沢市総合体育館等体育施設 (総合体育館、野球場、テニスコート、サッカー場等 6 施設)	岩見沢市	管理運営業務
岩見沢スポーツセンター・トレーニングセンター	岩見沢市	管理運営業務
苫小牧市総合体育館・日吉体育館・川沿公園体育館(協力企業)	苫小牧市	清掃業務 警備業務
札幌コンベンションセンター	札幌市	維持管理業務
北海道民活動センター(協力企業)	北海道	清掃業務 総合案内業務
古平町温泉保養センター	古平町	管理運営業務
千歳市葬斎場	千歳市	管理運営業務
岩見沢市火葬場(浄安殿)	岩見沢市	管理運営業務
東京武道館(協力企業)	東京都	維持管理業務

PF I 整備事業実績

施設の名称	設置者	主な業務内容
苫小牧法務総合庁舎	法務省	維持管理業 (SPC 構成企業)
旭川市立高台小学校	旭川市	維持管理業務 (SPC 協力企業)
東京藝術大学学生寮	国立大学法人東京藝術大学	維持管理業務 (SPC 構成企業)

8 札幌市内の企業等の活用について

活用についての考え方

札幌市内の企業、団体を優先的に活用することで、市内の経済効果が上がるほか、作業の打合せが容易に出来、仕事の効率化が図れ、当グループにとって、経費縮減に繋がるからです。

具体的な取組

1. 当グループは、今回の業務において、以下の業務を再委託いたします。

- 照明灯維持管理業務。
- あいの里公園維持業務（草刈、清掃他）。
- 茨戸川緑地維持管理業務（PG以外の草刈）。
- 井水ポンプ点検業務。
- 遊具点検整備業務。
- 給水設備点検業務。
- 消防設備点検業務

2. 再委託を決定する条件

- 札幌市内の企業であること。
- その企業が優良企業であること。
- 公園の維持管理業務に精通していること。